

NISA ニーサ 口座開設

少額投資非課税制度

キャンペーン



対象者 ● 個人のお客さまでNISA口座を開設いただいた方

※他金融機関での申込やキャンセル等により口座開設とならなかった場合は対象外となります。

プレゼント内容 ● **QUOカード500円分**

※口座開設していただいたお客さまへ発送します。(2月予定)

必要書類 ● 平成25年1月1日時点の住民票または住民票の除票

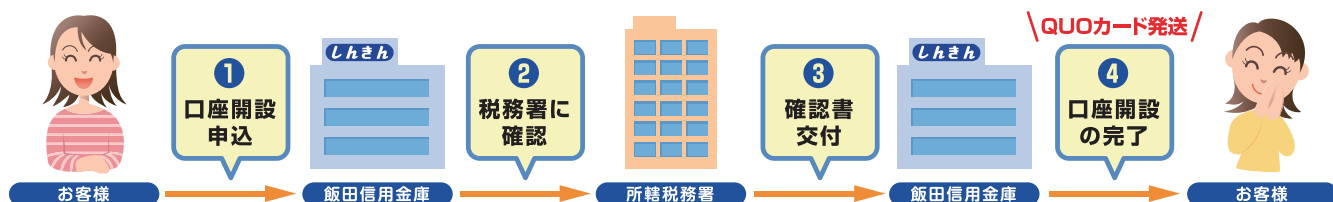
※平成25年1月1日以降、住所が変更となった場合は住民票の除票(25年1月1日の居住地で取得)が必要となります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

NISA(少額投資非課税制度)とは

年間100万円までの株式投資信託、上場株式等の投資から発生した譲渡所得・配当所得が5年間非課税となる制度

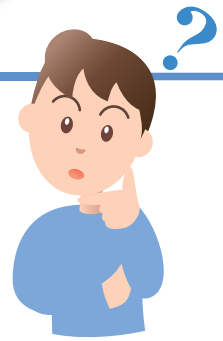
※平成25年12月末で上場株式、株式投資信託等の譲渡所得・配当所得にかかる10.147%の軽減税率は廃止され、20.315%の税率が適用されます。それに伴い平成26年1月より「NISA(少額投資非課税制度)」が始まります。

キャンペーン・口座開設までの流れ



NISAよくある質問

Q & A



Q1 非課税口座は1人1口座だけですか？

YES ……1人1口座で1つの金融機関でのみ開設が可能です。
※現行では、平成26年から平成29年の4年間は金融機関の変更ができません。

Q2 今保有している投資信託は非課税口座に移せるの？

NO ……非課税口座で投資できるのは、平成26年1月以降新たに投資いただくご資金です。

Q3 年間100万円まで投資しなかった場合、残りの非課税枠は翌年に繰り越してできるの？

NO ……残った非課税枠は翌年にその枠を繰り越すことはできません。

Q4 1年のうちなら何回購入してもいいの？

YES ……100万円の非課税枠内であれば何回でも購入できます。
ただし途中で解約した部分についての非課税枠は戻らないので注意が必要です。



Q5 5年経過したら必ず解約しなければならないの？

NO ……必ずしも解約する必要はありません。特定口座もしくは一般口座への移行が可能です。
また制度期間中であれば100万円を上限に次の非課税枠に移行することも可能です。

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金商品および保険商品ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入価証券等の価格下落や組入価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客様に帰属します。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- 投資信託をご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫本支店等にご用意しています。
- また、当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

投資信託に関する手数料等の概要

- 投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額（買付価額）に、最大3.15%の申込手数料率（消費税込）、約定口数を乗じて得た金額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%を乗じた信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額に対して最大年1.89%（消費税込）を乗じた額を信託報酬として、信託財産を通じてご負担いただきます。その他詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することは出来ません。

店頭で説明書をご用意しております

■商号等：飯田信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第252号

■加入協会：なし